健康増進計画推進協議会
参考資料１

第４次静岡県健康増進計画の推進体制

令和８年９月９日（水）
令和８年度 静岡県健康増進計画推進協議会

■第４次静岡県健康増進計画の概要

○ 県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を大目標に ４つの柱で構成

ビジョン	すべての県民が 健やかで 心豊かに 生活できる持続可能な社会の実現
大目標	健康寿命の延伸　　健康格差の縮小

柱１ ■ **個人の行動と健康状態の改善**
生活習慣の改善等による生活習慣病（ＮＣＤｓ）の予防に加え
生活機能の維持・向上の観点を踏まえた取組を推進

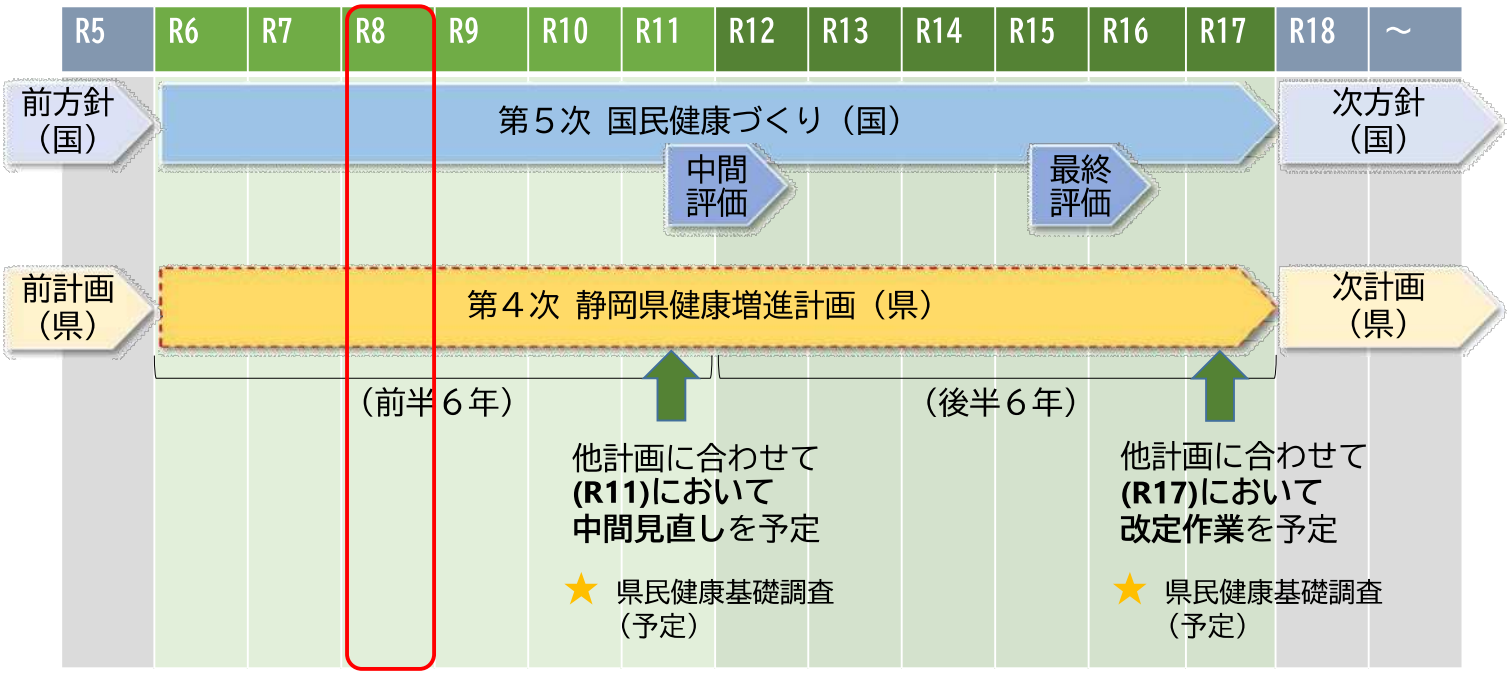
柱２ ■ **社会環境の質の向上**
社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上、自然に健康になれる
環境づくりを推進

柱３ ■ **ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり**
健康状態は、過去の生活習慣や社会環境等の影響を受けることを踏まえ
胎児期から老齢期に至るまで、人の生涯を経時的に捉えた健康づくりを推進

柱４ ■ **実効性を高める取組**
上記の取組の効果、効率を向上させる研究の実施、人材の育成
関係者による連携の場の設置等を推進するほか、地域別の取組を推進

■計画期間と中間見直し

○ 国指針に合わせてR17(2035)年までの12年計画を予定。6年目に中間見直しを実施。



※ 関連する他分野の計画と整合性を図るため、計画途中であっても一部の取組や数値目標等を見直すことがある。

※ 原則として毎年度、計画の進捗について評価を行う。

■ 推進体制（R7～）

○ **「ふじのくに健康増進計画推進協議会」と「しずおか健康会議」を統合して運営する。**

ふじのくに
健康増進計画推進協議会
(生活習慣病予防対策連絡会)
＜設置目的＞
県民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指し、いきいきとした健康社会の実現を諮ること

しずおか健康会議
＜設置目的＞
県内の経済団体、医療関係者、保険者、有識者、行政等の幅広い関係者が、連携・協力しながら県民の健康寿命の延伸を図ること

静岡県健康増進計画推進協議会
(生活習慣病予防対策連絡会・しずおか健康会議)
＜設置目的＞
健康増進計画の推進・進捗管理、関係者の連携協力による健康増進の取組
県民の健康寿命の延伸に向けた取組の推進

個人の行動と健康状態の改善
社会環境の質の向上
ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
実効性を高める取組

■ 静岡県健康増進計画推進協議会

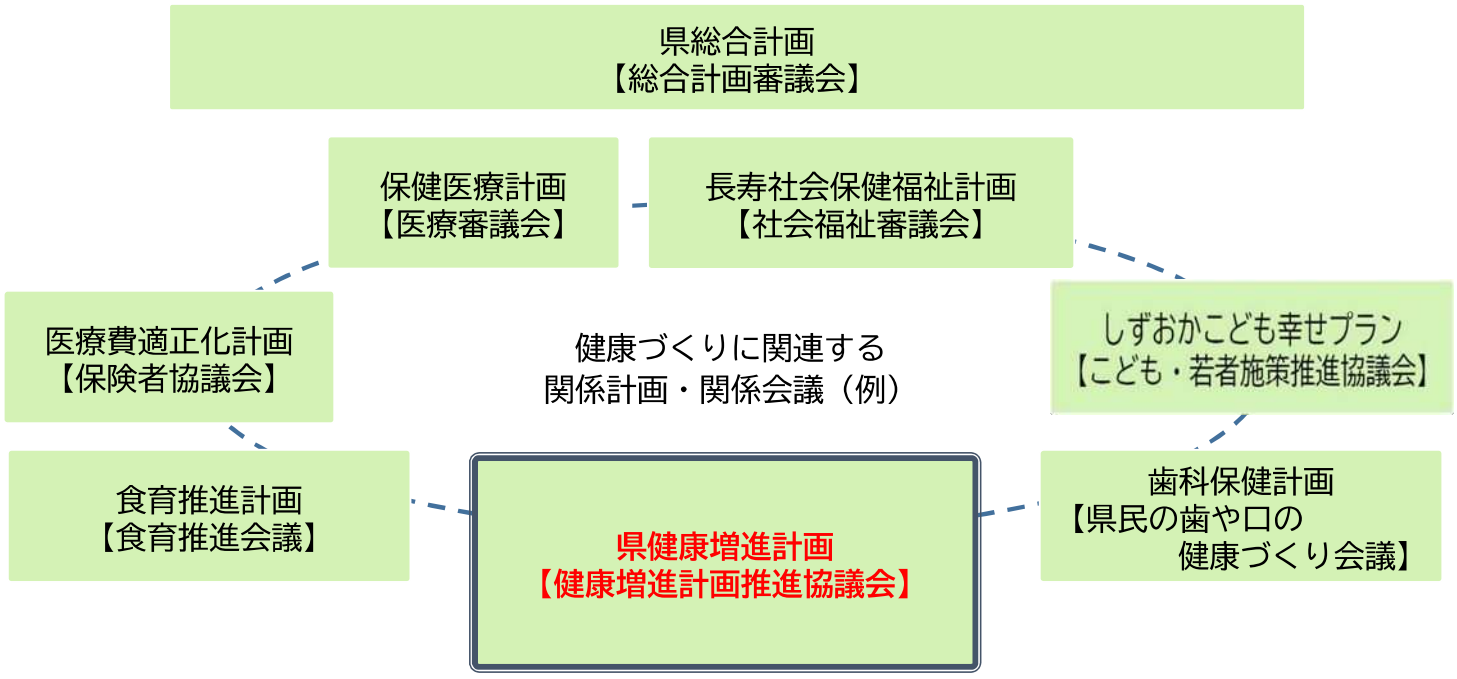
○ 第４次計画の推進に合わせて、旧協議会等をもとに 新たな協議会を設置。

設置目的	県民の**健康寿命の延伸**や**健康格差の縮小**を目指し **幅広い関係者が連携協力**しながら いきいきとした健康社会の実現を図る
所掌事務	１　**県健康増進計画の策定**に関すること。 ２　**関係者の連携協力**による健康増進の取組に関すること。 ３　**県計画の評価及び見直し**に関すること。 ４　このほか、県民の健康づくりに関すること。

※ 平年は年１回の開催を予定。計画策定・見直し、その他の重要事項の協議の場合は、年複数回の開催を想定。

■ 他計画・協議会との関係

○ 関係する計画と整合をとりながら、健康増進計画を推進。



その他の協議会等
・特定健診・特定保健指導推進協議会
・受動喫煙防止対策検討会議
・各圏域生活習慣病連絡会
（各圏域地域・職域連携会議）

■ 協議会 委員

○ 市町や医療保険者、企業、教育機関、民間団体等の関係者の連携の場として運用。

	区分	団体名等
1	市　町	静岡県市長会
2		静岡県町村会
3	医　療保険者	全国健康保険協会静岡支部
4		健康保険組合連合会静岡連合会
5		静岡県国民健康保険団体連合会
6		静岡県後期高齢者医療広域連合
7	企　業	一般社団法人 静岡県商工会議所連合会
8		静岡県商工会連合会
9		一般社団法人 静岡県経営者協会
10		静岡県中小企業団体中央会

	区分	団体名等
11	民　間団体等	一般社団法人 静岡県医師会
12		一般社団法人 静岡県歯科医師会
13		公益社団法人 静岡県薬剤師会
14		公益社団法人 静岡県看護協会
15		公益社団法人 静岡県栄養士会
16		静岡県リハビリテーション専門職団体協議会
17		公益財団法人 静岡県予防医学協会
18		公益財団法人 しずおか健康長寿財団
19		静岡県コミュニティづくり推進協議会
20		静岡県健康づくり食生活推進協議会
21	国	独立行政法人 労働者健康安全機構 静岡産業保健総合支援センター
22	学　識経験者	浜松医科大学　尾島教授
23		静岡社会健康医学大学院大学　加治参与
24		静岡理工科大学　富田教授
25		静岡社会健康医学大学院大学　山本教授

■ 第４次静岡県健康増進計画の推進体制

静岡県健康増進計画推進協議会
- **健康増進計画**の策定、推進及び評価
- 領域別計画の協議内容を総括し、全体的観点から協議

特定健診･特定保健指導推進協議会
- 特定健診等の実施方策、評価、ﾃﾞｰﾀの活用等について協議
- 生活習慣病の発症予防早期発見と重症化予防について協議

静岡県食育推進会議
- 食育の推進
- **食育推進計画**に関する協議

静岡県民の歯や口の健康づくり会議
- 歯科保健の推進
- **歯科保健計画**に関する協議

静岡受動喫煙防止対策検討会議
- 受動喫煙防止対策の推進
- **静岡県受動喫煙防止条例**の施行状況及び必要な措置の検討

生活習慣病連絡会
（二次医療圏地域・職域連携推進協議会）
- 各地域における健康増進計画の推進等

- 賀茂
- 熱海
- 東部
- 御殿場
- 富士
- 中部
- 西部

【参考】各会議の根拠法
○ふじのくに健康増進計画推進協議会
　健康増進法第９条
○特定健診･特定保健指導推進協議会
　高齢者医療確保法第19条
○地域･職域連携推進協議会
　地域保健法第４条、健康増進法第９条